

令和 8 年

9 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和8年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年9月11日（金） 午後2時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員			
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

18 番 三浦ひとみ 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 齋藤 理博
農地主査兼農地係長 土門純洋 主事 宇野銀哉
（八幡）建設産業主査 安部 誠
（松山）調整主任 齋藤敏夫
（平田）建設産業主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可について
議第42号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

8 その他
農業委員会事務局職員の異動について

9. 開 会

開 会

(午後2時30分 開会)

○事務局長 本日の総会の欠席委員は、18番、三浦ひとみ委員の1名です。出席委員は28名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3号に規定する総会の定足数に達しており、総会は成立することをご報告いたします。

初めに、齋藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長に開会と議事の進行をお願いいたします。

○齋藤 均 議長 それでは、令和8年9月定例総会を開会します。皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

それでは、お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤 均 議長 初めに、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員は、3番、池田良之委員、4番、大場重樹委員の両名をお願いします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 次に、報告事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について26件、2番、農地法第5条届出書の受理について2件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について2件、以上34件につきまして農地係長が報告いたします。

○農地係長

(報告事項を朗読)

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方をお願いします。ございませ

んか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものです。

詳細につきまして担当が説明いたします。

○事務局 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

15ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件で、農業者年金への影響はございません。

読み上げます。

酒田106番、所有権移転、坂野辺新田の畑1筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さん。申請事由はその他で、贈与になります。現在の経営面積が小さかったため、別添資料にエントリースートの写しをつけております。こちらで状況を確認しております。

酒田107番、所有権移転、浜中の畑3筆、広岡新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さん。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は20万円、総額178万8,600円。別添資料1ページに価格表がありますので、後ほどご覧願います。

酒田108番、賃貸借です。広野の田5筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他、10アール当たり賃料は1万円、4年になります。

酒田109番、賃貸借、広野の田1筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他、10アール当たり賃料は1万円、10年になります。

酒田110番、賃貸借、広野の田2筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他で、10アール当たり賃料が1万円、10年になります。

17ページをご覧ください。

酒田111番、賃貸借、広野の田4筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他、10アール当たり賃料1万円、10年になります。

酒田112番、賃貸借、広野の田2筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他で、10アール当たり賃料1万円、10年になります。

酒田113番、賃貸借、広野の田2筆、広野の〇〇さんと広野の〇〇さん。申請事由はその他で、10アール当たり賃料1万円、5年になります。

なお、酒田108番から113番は、利用集積事業満了により、農地法第3条による賃貸借契約を結ぶものです。

18ページをご覧ください。

酒田114番、賃貸借、豊里の田1筆、豊里の〇〇さんと豊里の〇〇さん。申請事由はその他、10アール当たり賃料は8,000円、1年になります。こちらは、令和9年作より農地中間管理事業への移行の予定となっております。

酒田115番、使用貸借、浜中の畑1筆、鶴岡市の〇〇さんと鶴岡市の〇〇さん。申請事由はその他、10年になります。この案件は、使用貸借について更新するものです。譲受人の〇〇さんは、鶴岡市で経営面積、畑1万4,259平方メートルで、認定農業者です。

19ページをご覧ください。

酒田116番、使用貸借、黒森の田39筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さん。申請事由はその他で、10年になります。こちらは、令和9年1月1日付で経営移譲するものです。

20ページをご覧ください。

八幡51番、賃貸借、芹田の田3筆、さいたま市の〇〇さんと芹田の〇〇さん。申請事由はその他で、10アール当たり賃料1万円、10年になります。利用集積事業満了により3条での貸借契約をするものです。

説明者交代します。

○事務局 続きまして、平田14番、所有権移転で、平田の田1筆、檜橋の〇〇さんから北俣の〇〇さんへ。申請事由、相手方の要望とあるのは、地主の要望になります。別添資料に記載の10アール当たりの売買価格は15万円、総額21万4,350円となります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

9月7日に第6班による農地調査委員会を行っております。議第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など補足説明があれば、初めをお願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

2番、後藤保喜委員、20番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

2番、後藤保喜委員に関する議案書20ページ、平田14番、20番、阿部香美委員に関連する議案書11ページ、酒田90番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、酒田90番、平田14番の議事参与の制限の案件については、許可することとします。

ここで、2番、後藤保喜委員、20番、阿部香美委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の案件について、許可することとします。

以上により、議第39号については、全て許可決定となりました。

続きまして、議第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

す。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものです。

詳細について、農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

21ページをご覧ください。

酒田11番、坂野辺新田地続山の畑、山林とあるのは畑、計23筆、登記簿面積2万6,330平方メートル、実測面積1万7,765平方メートル、坂野辺新田の〇〇さんほか5名から、黒森の〇〇さんへの貸借となります。採取量は3万6,750立方メートル、最大発掘深が5.8メートルです。今回は19回予定している計画の12回目になります。

別紙資料5ページから12ページが、酒田11番の関連の資料になります。

資料5ページをご覧ください。位置図、字切図になります。

赤い線の箇所が今回の申請地です。場所は坂野辺新田集落の西側になります。

6ページは平面図になります。

搬出路につきましては、西側から農道を通り市道十里塚黒森線を利用する計画となっております。

7ページが全体計画の図面になります。

今回の申請箇所は左下になります。

8ページから10ページは、現況写真となります。

11ページから12ページは、優良農地造成後の耕作確認書となります。栽培作物は柿、ジャガイモ、ネギ、大根、芋となっております。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

酒田12番、酒田13番は、関連がありますので、一緒に説明します。

酒田12番、浜中の畑、山林とあるのは畑、4筆、登記簿面積1,148平方メートル、浜中の〇〇さん、〇〇さんから東京都の〇〇さんへの売買となります。10アール当たり売買価格は266万3,000円になります。申請事由は、蓄電所設備敷地、農地区分は第二種農地となります。

酒田13番、浜中の畑、山林とあるのは畑、2筆で、登記簿面積553平方メートル、浜中の〇〇さんから東京都の〇〇さんへの売買となります。10アール当たり売買価格、申請事由、農地区分は、酒田12番と同じです。

別紙資料17ページから22ページが酒田12番、13番の資料になります。

17ページは位置図、案内図になります。

赤い線の箇所が今回の申請地です。場所は広岡新田の東側になります。申請箇所に隣接する農地はありません。

18ページは配電図です。蓄電池2基を設置する計画です。侵入防止のためのフェンスの設置、万が一の火災に備え自動消火器を設置予定です。

19ページ、20ページは、現況写真となります。

21ページ、22ページは、譲受人の法人登記の写しになります。

資料を添付しておりませんが、資金計画については融資証明書、預金残高を確認しております。また、〇〇から接続契約が可能であることを確認しており、開発許可等についても協議済みであることから、転用の確実性は認められると考えます。法令等の定めはありませんが、地元委員から要請がありました地元の説明会については、現在、業者と自治会長で調整しているところであります。

続きまして、議案書22ページをご覧ください。

平田4番、飛鳥の田1筆、2,604平方メートル、漆曾根の〇〇さんから飛鳥の〇〇さんへの売買になります。売買価格は10アール当たり100万円になります。

この案件は、令和8年4月定例総会で酒田農業振興地域整備計画の変更の際、酒田市長から意見を求められ、皆様にご承認いただき、農業用施設用地として用途区分の変更をご承認いただいた案件となります。今回は、こちらに引き続いての転用の案件となります。

別添資料23ページから26ページが平田4番の資料になります。

23ページをご覧ください。

こちらは位置図、案内図になります。

ひらたタウンセンター、市立南平田小学校の北側になります。

24ページをご覧ください。

こちらは建物の配置図になります。

25ページ、26ページをご覧ください。

こちらは現況写真となっております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認します。

酒田11番の山砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で審議を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛します。

酒田12番、13番の案件について、17番、高橋公基委員より報告をお願いします。

○17番 高橋公基委員 17番、高橋です。

酒田12番、13番について、8月27日に川村委員、事務局と現地調査、確認を行っております。申請箇所は転用による周辺への農地への影響もなく事業計画等から転用の確実性もあると思われます。よって、許可には支障ないものと思われます。

ただし、地元等に何の説明もなくこうした施設の建設が行われることは、地元住民が不安に感じら

れると思われるので、説明会を開催する等で、きちんと住民に周知することはお願いしたいところです。

以上です。

○齋藤 均 議長 次に、平田4番の案件について、5番、石川渡委員より報告願います。

○5番 石川 渡委員 5番、石川です。

平田4番について、8月27日に事務局と現地調査、確認を行っております。申請箇所は転用による周辺の農地への影響もなく施設としての大きさも適正であると思われます。よって、許可には支障ないものと思われます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

21番、土田治夫委員に該当する案件がありますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

21番、土田治夫委員に関連する議案書22ページ、平田4番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について許可するご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、平田4番の議事参与の制限の案件については許可することにします。

ここで、21番、土田治夫委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

8番、五十嵐委員。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

酒田12、13の件なんですが、調査委員会の中では、この総会までに地域の説明を行いますという風に説明がありましたが、説明があったのか、なかったのか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 事業者のほうには、地元農業委員の立会いの上で現地説明を、広岡新田の自治会長と連絡を取るようにはしておりました。事業者のほうからは、なるべく早めに説明に伺いたいということでしたが、今週の月曜日から金曜日までは自治会長さんの方でご都合がつかないということでした。そこで15日に事業者がこちらに来て、広岡新田の自治会長さんと地元住民への周知方法について協議をするということで伺っております。

○齋藤 均 議長 事務局の説明で了承しましたか。

五十嵐委員。

○8番 五十嵐弘樹委員 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤 均 議長 ほかにご質問ございませんか。

尾形委員。

○13番 尾形大介委員 13番、尾形です。

酒田12番、13番のことに関し、質問ですが、蓄電所敷地となっていますけれども、蓄電所ということは電気をためる場所ということで、緊急事態なのか何なのか、取りあえず一時そこで電気をためて、そこから緊急事態のとき放出するのか、それとも、言ってしまうと、ソーラーパネルありきのそこに電気をためるのか、これから増えていくのか、そういう計画なのでしょうか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 今、蓄電所は電池をためる施設ですが、特に緊急の場合というわけではなく、電気が安いときに〇〇から買って、そこで蓄電池にためて、そして電気が不足したときに〇〇などに売るという事業です。

○齋藤 均 議長 分かりましたでしょうか。

○13番 尾形大介委員 はい。分かりました。それではソーラーありきとか、そういうわけではなく、この事業者は、この蓄電池での事業ということになるのでしょうか。業務内容のほうに太陽光について記載があり、今後、太陽光が増えるという話ではないということでしょうか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 その点については特に、事業者からお話は伺っておりませんが、再生可能エネルギー等が普及しまして、電力の出力が上がって、供給されない電力とかが出てきてしまうおそれがあると思います。

しかし、こちらの事業者がどちらかで太陽光発電の事業をするというようなお話は特にございません。今後も電力の出力状況によっては、蓄電所の建設が増えることは考えられます。

○13番 尾形大介委員 ちなみに、事業としては、一つ先行しているものがあると思いますが。

○事務局 別の事業者さんが庄内空港のところに建設しています。

○齋藤 均 議長 そちらについてわかる範囲で事業内容を説明してください。

○事務局 場所は広岡新田、農地ではないので、農地法の案件にはなっていません。こちらの案件の参考に事務局で現地確認したところ、蓄電池が6基くらいの施設が建設はされておりました。また、今回の事業者さんとは別の事業者さんのようです。

○齋藤 均 議長 こちらの事業者は、和歌山県の方でソーラーの事業をしているみたいですが、今のところ酒田市では一切ソーラーの話は出ていないですか。

○事務局 今のところはそういった許可の案件については、ちょっとお話は来ていないところです。

○齋藤 均 議長 他のみなさんも情報があればお願いします。

7番、吉高委員。

○7番 吉高祐二郎委員 7番、吉高です。

実は、ちょっと未確認ですけれども、八幡の上草津のほうにも蓄電池の関係で業者さんが来てるようです。こうした相談が来た場合に、何か手続なり対処なりはあるのでしょうか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 転用の担当者から聞いている話ですが、今回、浜中の案件は農振も白地ですが、農振農用地に当たるところでも、蓄電所の建設についてお問合せは来ている状況です。基本的に農振農用地で転用するのは難しいことについて説明はしております。

なので、草津の場所についても、農地の指定はどうなっているか、周りの状況によって、建設が可能か、可能でないかというような判断で、ご説明する内容についても変わってくると思います。

○齋藤 均 議長 今後、ソーラーパネル以外の蓄電設備についての問合せ、申請が出てくるかと思っていますので、今後また情報がありましたら逐一皆さんに伝えたいと思います。よろしいでしょうか。では進めます。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可することにします。

以上により、議第40号については全て許可することとなりました。

続きまして、議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものです。

詳細について農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可についてです。

内容は、8月の定例総会においてご承認いただきました、促進計画策定の要請をしておりました案件となります。

このたび、やまがた農業支援センターより、議案書24ページのとおり中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよろしいかご審議いただくものとなっております。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律により、県知事の認可を受けることになっておりますが、本市は、県より認可・公告の権限の委譲を受けており、本市において認可・公告することになります。

今回の案件は、所有権移転になります。

表を読み上げます。

中7番、出し手、西野町の〇〇さん、上安田の田2筆、面積5,964平方メートルです。権利の種類、所有権。公告予定日、令和8年9月17日。10アール当たり単価50万円、総額149万1,000円。受け手、刈穂の〇〇さんです。

以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、認可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第41号 農用地利用集積等促進計画の認可について、認可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第41号については認可することとします。

続きまして、議第42号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第42号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援セ

ンターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○農地係長 議第42号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてです。

25ページをご覧ください。

中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を策定するには、農地中間管理機構の促進計画を定めるよう要請する手続が必要になり、要請必要かご審議いただくものです。

内容をご説明します。

議案書の25ページの集計表をご覧ください。

上段が、利用権設定の新規・更新になります。

利用権設定の新規は、出し手248人、受け手127人、筆数1,025筆、面積221万9,434平方メートル。利用権設定の更新は、出し手248人、受け手61人、筆数1,184筆、面積317万297.43平方メートルです。

下段は、利用権設定の移転になります。

旧借受者が13人、新借受者が13人、筆数313筆、面積82万7,853平方メートルです。

筆ごとの一覧はタブレットに送信したPDFになります。PDFのファイルは3つあります。令和8年9月定例総会、議42-1、(1)利用権設定新規、令和8年9月定例総会、議42-1、(2)利用権設定更新、令和8年9月定例総会、議42-2、(1)利用権移転になります。

なお、今回要請する案件は、先ほど開催されました農地利用集積センター本店会議で承認された内容と同じになります。

また、要請するに当たり、促進計画案に対する酒田市の意見書が必要になりますので、本日承認を受けましたら、酒田市に対して意見を求めることになります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

2番、後藤保喜委員、3番、池田良之委員、6番、佐藤良委員、7番、吉高祐二郎委員、10番、飯塚将人委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、27番、佐藤耕造委員、28番、田村晴久委員の9名に該当する案件がありますので、退席を求めます。暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議事参与の制限の案件については、要請することとします。

議事参与の制限の案件に関係のある委員の退席を解除します。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限の案件以外のものについて審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

これまで許可決定した議事参与の制限の案件以外のものについて、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について要請することとします。

以上により、議第42号については、全て要請することとなりました。

その他として、農業委員会事務局職員の異動について、事務局の報告を求めます。

○事務局長 このたび職員の異動がございましたので、ご報告いたします。

その他（報告）、事務局職員の異動のファイルをお開きください。

松山総合支所で、農業委員会の仕事を兼務しておりました小松文緒さんが、同じ松山総合支所市民福祉係の方に異動となりました。これにより、松山総合支所建設産業係長の齋藤敏夫さんが農業委員会の仕事を兼務することになりました。

なお、異動は令和8年9月1日付となります。

以上、報告いたします。

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、令和8年9月定例総会を閉会します。

午後3時20分 閉会